

## 新常用漢字表試案への意見

－「哺」という漢字を「新常用漢字表（仮称）」に加えるよう再検討を求めます－

平成21年4月15日

日本哺乳類学会会長

織田 銑一

（名古屋大学大学院生命農学研究科教授）

平成17年3月、文部科学大臣から文化審議会に対して「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問されて以来、文化審議会国語分科会において審議が重ねられた結果としてまとめられ、本年3月16日に意見募集が実施されました。「新常用漢字表（仮称）」に関する試案」について、「日本哺乳類学会会長」としての意見を提出したいと思います。

今回の試案により提示されました「新常用漢字表（仮称）」には、「哺乳」あるいは「哺乳類」という単語の一部として含まれる「哺」という漢字が含まれておりません。また、現行の「当用漢字」1850字および「常用漢字」1945字のいずれにも「哺」という漢字は含まれておりません。このことは、現在求められている「新常用漢字表（仮称）」に関する試案」に対する意見をふまえてなされる「見直し」において、「哺」という漢字を含まないままで「新常用漢字表（仮称）」が承認される可能性がきわめて高いことを意味していると思われまふ。そこで、現在、「哺」という漢字が「当用漢字」および「常用漢字」に含まれていないことに起因するさまざまな社会的、および教育上の問題点について述べさせていただくとともに、「新常用漢字表（仮称）」に関する試案」の「見直し」の際には、「哺」という漢字が「新常用漢字表（仮称）」に含まれるよう、要望いたします。

一般に新聞をはじめとするマスメディアでは常用漢字を準用したそれぞれの基準によって紙面などでの漢字使用を規定しており、その扱いは一様ではないと考えられます。例えば、朝日新聞、東京新聞、中日新聞（すべて地方版を含む）において平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間に限ってその使用例を調べてみますと、「哺乳類」を使ったもの（ルビで読みを表記）記事は朝日新聞で41件、東京新聞+中日新聞では12件あり、「ほ乳類」を使った記事は朝日新聞で3件、東京新聞+中日新聞では13件でした（「朝日新聞聞蔵 II」, 「中日新聞・東京新聞記事データベース」による）。

なお、児童向けの雑誌などの記事や図鑑ではその大半のものでは「ほ乳類」という用語がもちいられています。しかしこれは、「新常用漢字表（仮称）」に関する試案」にありますとおり、「新

常用漢字表（仮称）」がその「基本的な性格」として、「現行の常用漢字表と同様」に「義務教育を終えた後」の人「を対象として」いるためと考えられます。しかしながら、一般の文章中で、単一の語義をもつ「哺乳類」という語が「ほ乳類」と表記されることは、「義務教育を終えた後」の一般の人々の間では、「哺乳類」が「哺乳」をする「動物」であるという明瞭な語義が意味不明なものとして受け止められるのみならず、一般のメディアにおいて「単一の用語」であることとさえ不明瞭になるおそれが生じます。

上記の事項は、「新常用漢字表（仮称）」における「基本的な性格」の第1項にあります「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの」という記述における「漢字使用の目安」に、「哺」という漢字を使用することが合致することを示していると考えられます。

一般に、「法令では常用漢字のみを使用することを原則として、常用漢字外の字は、語そのものの言い換えが行われるか、その字のみ平仮名書きするか、常用漢字外の字を使用しつつ初出の箇所のみ振り仮名（ルビ）を振る運用がなされる」といわれております（「ウィキペディア」2009年4月より）。今回の「試案」の「基本的な性格」におきましても、「新常用漢字表（仮称）」は「法令・・・など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの」ですから、法令には原則として使用されないはずで

この本来法令には使用されないはずの「哺」という漢字ですが、現行の法令に関して「哺乳類」という表記の使用を調べてみますと12件（法律5件\*、政令1件\*\*、府省令6件\*\*\*）あるのに対して、「ほ乳類」という表記を使用する法令は3件（政令1件#、省令2件##）しかありませんでした（総務省「法令データ提供システム」による）。さらに、これを「法律」に限ってみますと、そのすべてが「哺乳類」を使用しており、「ほ乳類」を使用する法律は1件もありませんでした。こうした事実は、「法令」という厳密さの要求される体系では「哺乳類」という用語が対象の明確な定義と表現に必要であり、「ほ乳類」では「仮名漢字まじり文」とした際の条文の解釈・運用面での混乱や誤解を招きかねないことを危惧した結果であると考えられます。

上記の例は、「人類」も含まれる「哺乳類」という「分類群名」が、専門用語の範囲を越えて一般社会において使用がなされている例を示したものです。これ以外にも「哺」は「哺乳」、「哺乳瓶」などの言葉として一般的に使用されており、特に「哺乳瓶」の使用は、「ほ乳瓶」よりも一般的だと思われます。また、平成20年1月に出版されました「広辞苑第6版」によりますと、「保育」と「哺育」が別項目で扱われており、前者は「乳幼児を保護しそだてること」、後者は「はぐくみ育てること。動物の子が独立生活を営み得るまで、親が保護・養育すること」として、その意味が完全に同等の用語ではないことが示されております。現在、「哺」という漢字

が当用漢字・常用漢字に含まれていないことから、本来使われてはいけないはずの「人工保育」（意味の内容から「動物」の「哺育」にしか適用し得ない「人工哺育」という用語に「人工保育」を用いて、あたかも語義上「人」に適用されうると解釈される誤用）という誤用がインターネットの多数のサイトで認められております（「人工哺育」が正しい用法）。法令におきましても、「哺育」が「労働基準法」など法律3件や「人事院規則」での使用例があるのに対し、「保育」は「国家公務員共済組合法」の1件でしか用いられておりません（総務省「法令データ提供システム」による）。もちろん、「保育」は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」など、183件という多数の法令で使用されております。こうした、「保育」と「哺育」の誤用や混乱した使用例も、「哺」という漢字が現行の当用漢字・常用漢字に含まれていないことが原因であると考えられます。

以上のように、今回提示された「新常用漢字表（仮称）」におきまして、「哺乳」や「哺育」の「哺」が含まれていないことを大変憂慮するとともに、999名の学会員を擁する「日本哺乳類学会」の代表として、また、生徒児童、学生、一般の方々などに教育・普及・展示をおこなう立場の教諭、教員、学芸員、研究者として本会に参集されている多数の会員の思いをこめて「哺」という漢字を「新常用漢字表（仮称）」に加えるよう「再検討を求める意見」を提出したいと思います。

\* 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」、  
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、  
「南極地域の環境の保護に関する法律」、  
「動物の愛護及び管理に関する法律」、  
「関税定率法」

\*\* 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令」

\*\*\* 「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」、  
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」、  
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」、  
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」、  
「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」、  
「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則」

# 「特定商品の販売に係る計量に関する政令」

### 「有害性情報の報告に関する省令」、  
「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令」